

CDM/JI 活用に関するアンケート調査結果の概要

1. 調査の背景及び目的

京都メカニズムのうち CDM/JI は、温室効果ガスの排出削減量がクレジットとして資産価値を有することとなり、これまで採算性の観点から実現が困難であった海外プロジェクトの実施可能性が大きく広げられる他、排出削減量の認証業務やクレジット仲介業務など、さまざまな分野におけるビジネスチャンスの拡大が期待される。一方、CDM/JI プロジェクトの実施により獲得されたクレジットの活用に関する国内体制はまだ整備段階にある。

このため、環境省においては、プロジェクト実施者となる民間企業が CDM/JI の活用について、どのような点に困難さを感じているか、どのようなサポートを必要としているか等を把握し、より効果的に CDM/JI を活用していくための方策を検討することを目的として、アンケートを実施した。

2. 調査方法

(1) 調査対象企業の選定

下記より、287 社を選定した。

- ・ 会社四季報（2004 年 1 集）より業種別に選定した主要企業
- ・ （財）地球環境センター（GEC）による地球温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査を実施した企業
- ・ （独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の共同実施等推進基礎調査を実施した企業

(2) 調査実施期間

- ・ アンケート発送：2004 年 1 月 27 日
回答締切：2004 年 2 月 13 日
- ・ アンケートは郵送によって実施し、締切 5 日前に葉書による回答再依頼を行った。

3. 調査結果

(1) 回答数、回答企業

- ・ 回答数：170 社（回答率 59.2%）
- ・ 回答は、業種の特徴によって次の 6 つに分類した（該当業種は集計結果参照）。エネルギー多消費型産業、機械産業等、食品・繊維業等、運輸産業等、サービス関連業等、電気・ガス。
- ・ 回答数は、機械（66 件）、エネルギー（45）、食品・繊維（29）、電機・ガス（14）、サービス（10）、運輸（6）の順であった。

(2) 回答の傾向（重複回答あり）

① CDM/JI に関する取組状況

- ・ 最も多かった回答は、「セミナーに参加する等、情報収集のみを行っている」（106件、回答企業の62.4%）であった。
- ・ すでに CDM/JI プロジェクトに着手している企業は5社（2.9%）であった。
- ・ 特に取組を行っていない、もしくは情報収集・FSを行っている企業は153社（90.0%）であった（回答の1.1～1.3を選択した企業）。
- ・ 事業着手の方向で手続き等の準備を進めている、もしくは実際の事業等に着手している企業は27社（15.9%）であった（回答の1.4～1.8を選択した企業）。
- ・ 情報収集等と事業の実施を同時に行っている企業もあった。その重複を除くと、取組を行っていない、もしくは情報収集・FSのみに留まり、事業等には着手していない企業は138社（81.2%）であった。

② CDM/JI に取り組む目的・動機

- ・ 最も多かった回答は、「2.3 将来的に、国内において排出量取引等の制度が導入されることもあり得ると考えており、そのリスクに備えるため」（73件、42.9%）であった。
- ・ 次いで、ほぼ同数の回答が「2.6 将来何らかの形で業務に関与することが予想される分野であることから、現状把握をしておくため」（71件、41.8%）であった。

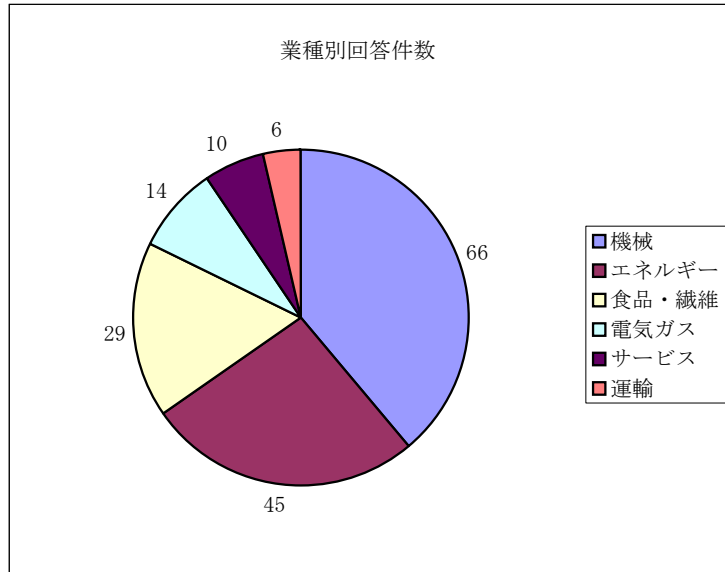
③ 現段階で CDM/JI プロジェクトに着手できない理由

- ・ 最も多かった回答は、「3.2 CDM/JI に関する情報が不足している。」（97件、57.1%）であった。
- ・ 次いで、ほぼ同数の回答が「3.6 企業が CDM/JI クレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度が構築されるかどうか、明らかでない。」（92件、54.1%）であった。
- ・ 「3.1 京都議定書が発効していない」を選択した企業は、69社、40.6%であった。

④ CDM/JI プロジェクトに着手するために必要な条件

- ・ 最も多かった回答は、「4.5 国内における排出削減目標の達成のために、CDM/JI クレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度の導入が決定されること。」（100件、58.8%）であった。
- ・ 次いで「4.6 CDM/JI プロジェクトに関する情報が十分に提供されること」（84件、49.4%）、及び「4.1 京都議定書が発効すること」（80件、47.1%）が、ほぼ同数の回答であった。

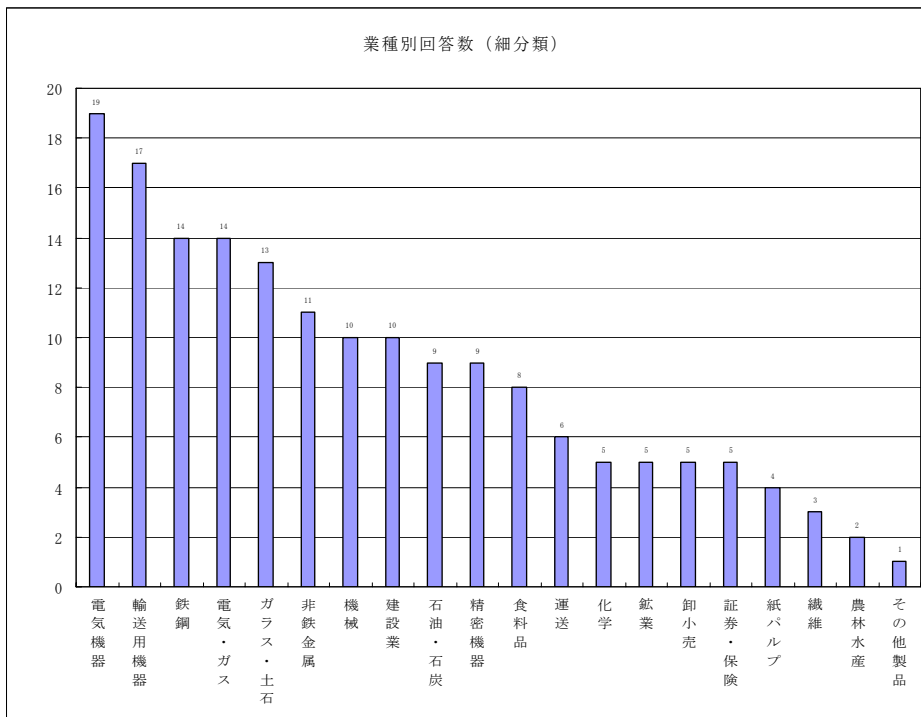
回答集計結果

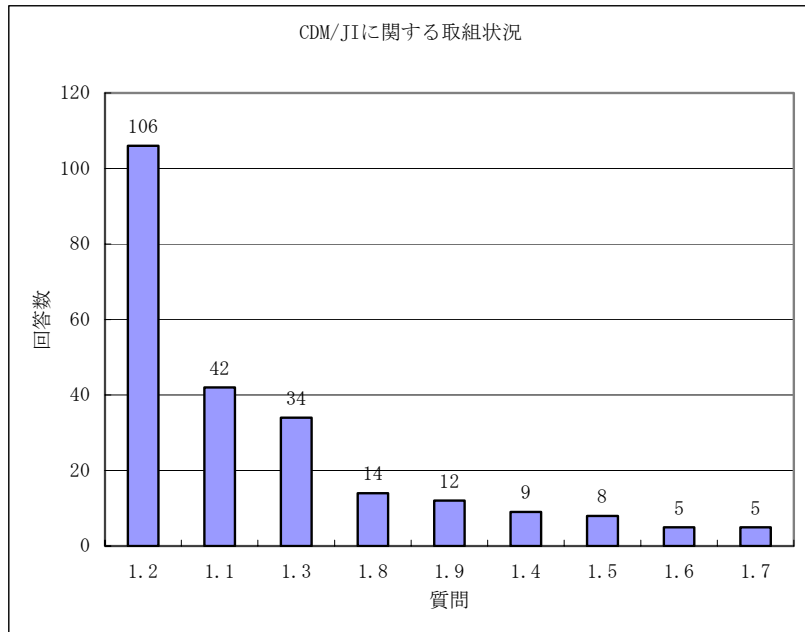


発送数：287 通
 回答数：170 通
 回答率：59.2%

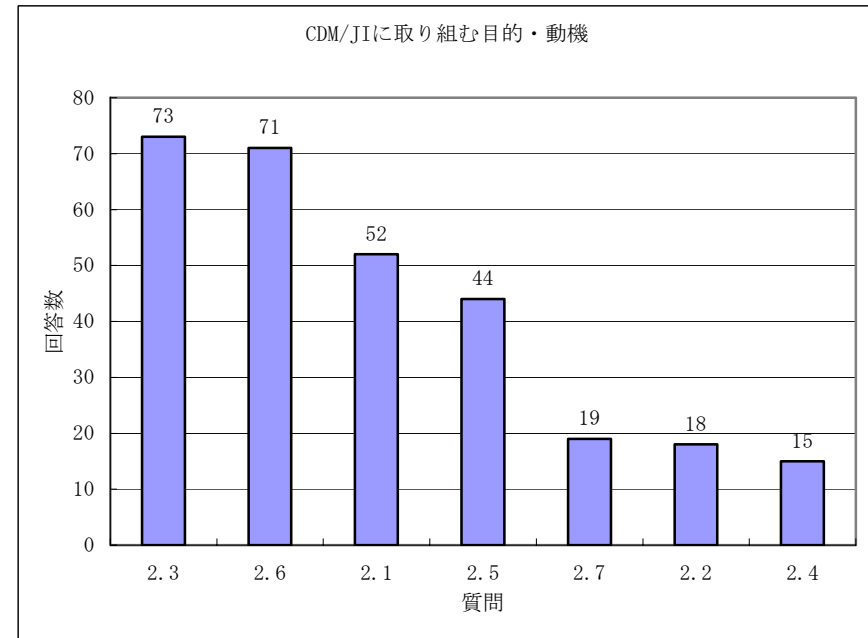
特徴	該当する業種	回答件数
機械産業等	非鉄金属、金属製品*、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器	66 (38.8%)
エネルギー多消費型産業	紙・パルプ、化学、石油・石炭製品、ガラス・土石、鉄鋼	45 26.5(%)
食品・繊維業等	農林水産業、鉱業、建設業、食料品、繊維製品、その他製品	29 (17.1%)
電気・ガス	電気・ガス業	14 (8.2%)
サービス関連業等	卸売業、小売業、証券・商品先物取引業、保険業、通信業、サービス業	10 (5.9%)
運輸産業等	陸運業、海運業、空運業、倉庫・輸送関連業*	6 3.5(%)
合計		170 (100.0%)

*:回答のなかった業種

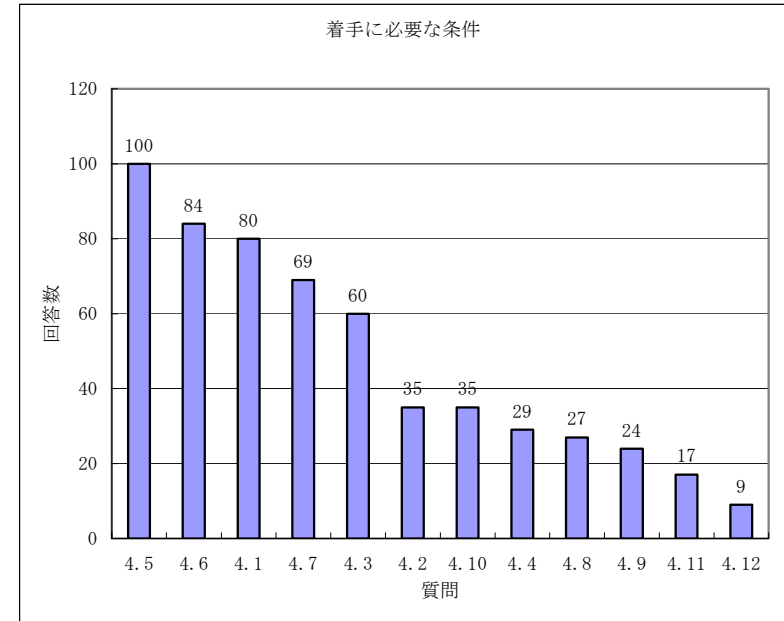
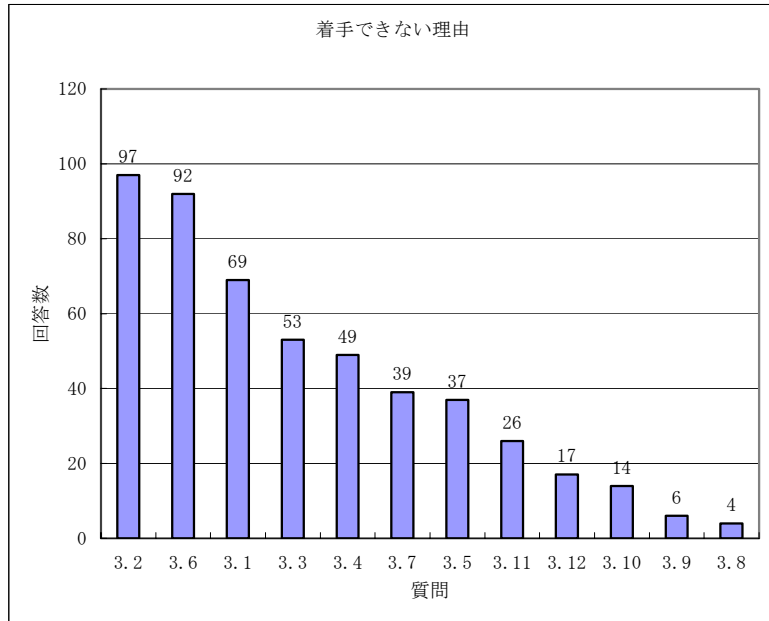




1	CDM/JIに関する取組状況	回答数	%
1.2	セミナーに参加する等、情報収集のみを行っている。	106	62.4
1.1	特に取り組んでいない。	42	24.7
1.3	CDM/JIの実施可能性調査（FS）を実施したが、今後どうするかについては検討中である。	34	20.0
1.8	ファンドへの出資を通じてクレジットを確保する方針。	14	8.2
1.9	その他	12	7.1
1.4	FS終了を踏まえ、事業に着手するという方向性についてはほぼ意思決定済みであり、手続開始に向けた準備を行っている。	9	5.3
1.5	CDM/JIプロジェクトの開始に向けた手続を行っている（例：CDM理事会にベースライン方法等の承認申請を行っている等）。	8	4.7
1.6	近いうちに具体的なCDM/JIプロジェクトに着手・着工する予定である。	5	2.9
1.7	既にCDM/JIプロジェクトに着手・着工している。	5	2.9



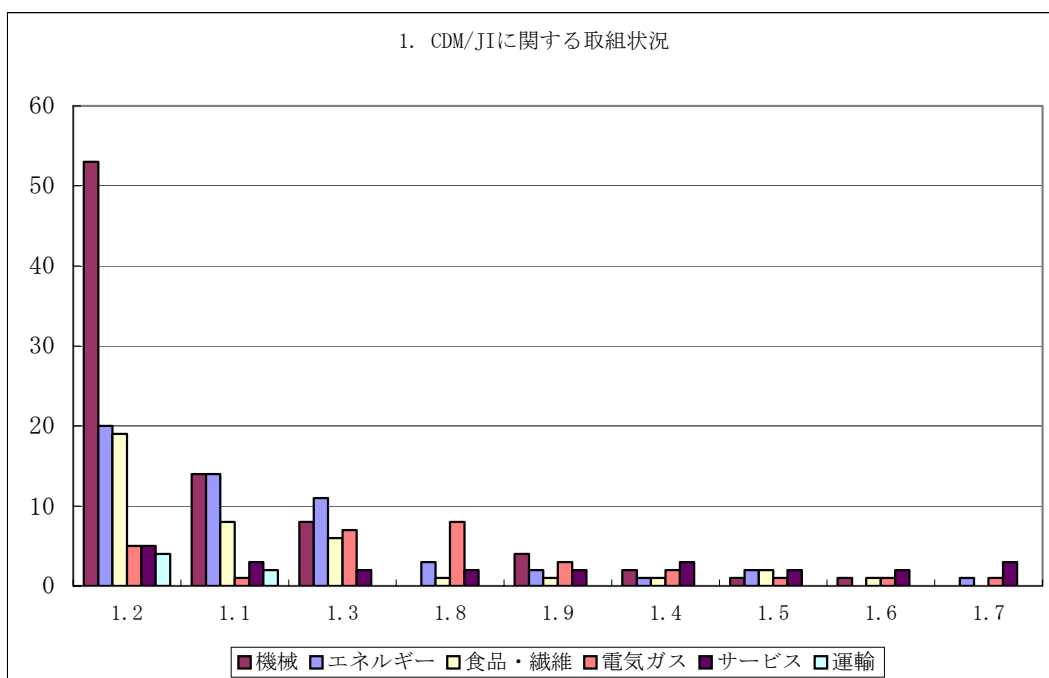
2	CDM/JIに取り組む目的・動機	回答数	%
2.3	将来的に、国内において排出量取引等の制度が導入されることもあり得ると考えており、そのリスクに備えるため。	73	42.9
2.6	将来何らかの形で業務に関与することが予想される分野であることから、現状把握をしておくため。	71	41.8
2.1	経団連自主行動計画等の自主的な排出削減目標を達成するため。	52	30.6
2.5	海外での環境保全に貢献することで、企業イメージを向上させるため。	44	25.9
2.7	その他	19	11.2
2.2	既に海外で実施/計画している事業がCDM/JIになり得るので、ここからクレジットを得て採算性を向上させるため。	18	10.6
2.4	クレジットを市場で転売して利益を得るため。	15	8.8



3	現段階でCDM/JIプロジェクトに着手できない理由	回答数	%
3.2	CDM/JIに関する情報が不足している。	97	57.1
3.6	企業がCDM/JIクレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度が構築されるかどうか、明らかでない。	92	54.1
3.1	京都議定書が発効していない。	69	40.6
3.3	取得したクレジットを販売できるのか、その際の価格はどのくらいか等がわからない。	53	31.2
3.4	政府による、民間企業が取得したCDM/JIクレジットを買い上げるための制度が存在しない。	49	28.8
3.7	CDM/JIの手続コスト、時間等を考えると、具体的に着手するほどの魅力を感じない。	39	22.9
3.5	CDM/JIクレジットが税制上どのような扱いになるか、わからない(資産か損金か等)。	37	21.8
3.11	自社の有する事業分野の知見・技術等をCDM/JIに応用することが難しい。	26	15.3
3.12	その他	17	10.0
3.10	CDM/JIプロジェクトに着手したいが、投資するのに適当な案件が見当たらない。	14	8.2
3.9	ホスト国側の書面による承認を得るのが困難である。	6	3.5
3.8	ホスト国側がCDM/JI推進に係る政府間の覚書(MOU)を要求しているが、日本政府との間の覚書がないため、プロジェクトを進めることができない。	4	2.4

4	CDM/JIプロジェクトに着手するために必要な条件	回答数	%
4.5	国内における排出削減目標の達成のために、CDM/JIクレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度の導入が決定されること。	100	58.8
4.6	CDM/JIプロジェクトに関する情報が十分に提供されること。	84	49.4
4.1	京都議定書が発効すること。	80	47.1
4.7	CDM/JIの手続コスト、時間等が簡素化されること。	69	40.6
4.3	政府がCDM/JIクレジットを買い取る制度を創設すること。	60	35.3
4.2	国際協力銀行・政策投資銀行等の公的主体と民間企業が共同出資する“基金”を設けることにより、CDM/JIプロジェクト特有のリスクが分散されること。	35	20.6
4.10	個別のCDM/JIプロジェクトにおいて、ホスト国の承認を獲得するために日本政府がより一層の支援を行うこと。	35	20.6
4.4	市場(海外を含む)でCDM/JIクレジットを高く転売できる見込みがたつこと。	29	17.1
4.8	政府による事業実施可能性調査の規模をより一層拡充すること。	27	15.9
4.9	現行のCDM/JIプロジェクトに対する設備補助事業(政府は資金拠出割合に応じてクレジットを取得する)を拡充すること。	24	14.1
4.11	ホスト国との間でCDM/JI推進に係る政府間の覚書(MOU)を締結すること。	17	10.0
4.12	その他	9	5.3

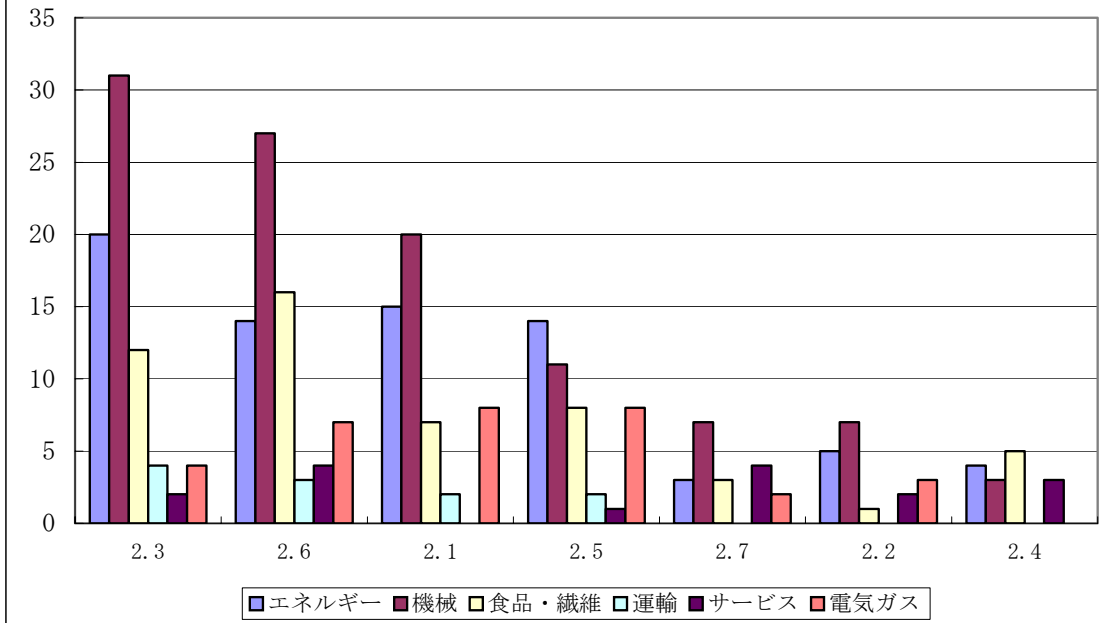
1. CDM/JIに関する取組状況



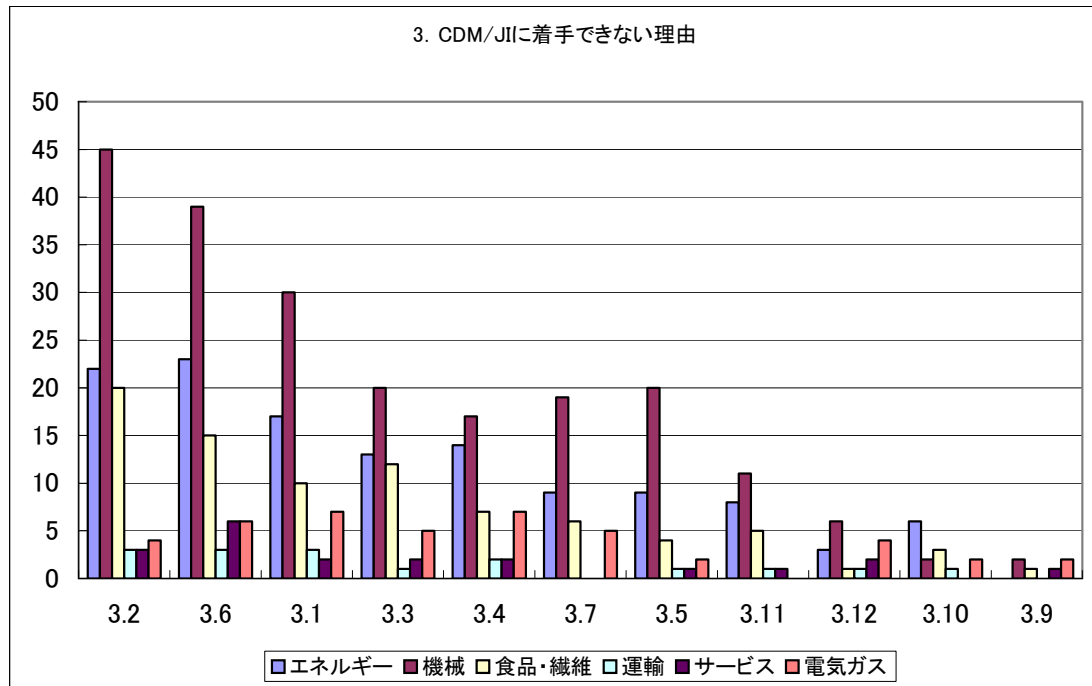
		機械等	食品・繊維等	エネルギー多消費型	電気・ガス	サービス関連等	運輸等	合計
1.2	セミナーに参加する等、情報収集のみを行っている。	53	19	20	5	5	4	106
1.1	特に取り組んでいない。	14	8	14	1	3	2	42
1.3	CDM/JIの実施可能性調査 (FS) を実施したが、今後どうするかについては検討中である。	8	6	11	7	2	0	34
1.8	ファンドへの出資を通じてクレジットを確保する方針。	0	1	3	8	2	0	14
1.9	その他	4	1	2	3	2	0	12
1.4	FS終了を踏まえ、事業に着手するという方向性についてはほぼ意思決定済みであり、手続開始に向けた準備を行っている。	2	1	1	2	3	0	9
1.5	CDM/JIプロジェクトの開始に向けた手続を行っている (例：CDM理事会にベースライン方法等の承認申請を行っている等)。	1	2	2	1	2	0	8
1.6	近いうちに具体的なCDM/JIプロジェクトに着手・着工する予定である。	1	1	0	1	2	0	5
1.7	既にCDM/JIプロジェクトに着手・着工している。	0	0	1	1	3	0	5

質問1への回答企業数 (重複除く)	取組なし、もしくは情報収集、FSを実施している企業*(事業等も合わせて実施している企業を含む)	%	取組なし、もしくは情報収集やFSのみにとどまり、事業等には着手していない企業	%	事業等に着手した企業	%
回答の番号	1.1 ~ 1.3		1.1 ~ 1.3		1.4 ~ 1.8	
機械産業等	61	35.9	61	35.9	3	1.8
エネルギー多消費型産業	40	23.5	39	22.9	5	2.9
食品・繊維業等	27	15.9	25	14.7	3	1.8
電気・ガス業	12	7.1	4	2.4	9	5.3
サービス関連業等	7	4.1	3	1.8	7	4.1
運輸産業等	6	3.5	6	3.5	0	0.0
合計	153	90.0	138	81.2	27	15.9

2. CDM/JIに取り組む動機・目的

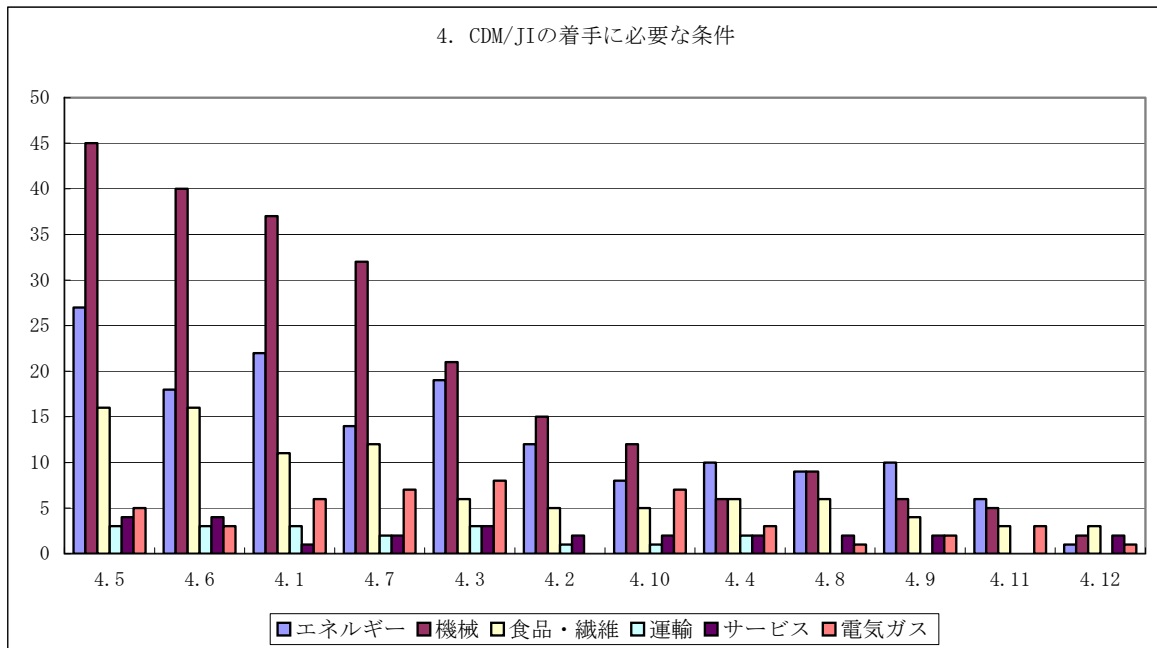


		エネルギー多消費型	機械等	食品・繊維等	運輸等	サービス関連等	電気・ガス	合計
2.3	将来的に、国内において排出量取引等の制度が導入されることもあり得ると考えており、そのリスクに備えるため。	20	31	12	4	2	4	73
2.6	将来何らかの形で業務に関与することが予想される分野であることから、現状把握をしておくため。	14	27	16	3	4	7	71
2.1	経団連自主行動計画等の自主的な排出削減目標を達成するため。	15	20	7	2	0	8	52
2.5	海外での環境保全に貢献することで、企業イメージを向上させるため。	14	11	8	2	1	8	44
2.7	その他	3	7	3	0	4	2	19
2.2	既に海外で実施/計画している事業がCDM/JIになり得るので、ここからクレジットを得て採算性を向上させるため。	5	7	1	0	2	3	18
2.4	クレジットを市場で転売して利益を得るため。	4	3	5	0	3	0	15



		エネルギー多消費型	機械等	食品・繊維等	運輸等	サービス関連等	電気・ガス	合計
3.2	CDM/JIに関する情報が不足している。	22	45	20	3	3	4	97
3.6	企業がCDM/JIクレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度が構築されるかどうか、明らかでない。	23	39	15	3	6	6	92
3.1	京都議定書が発効していない。	17	30	10	3	2	7	69
3.3	取得したクレジットを販売できるのか、その際の価格はどのくらいか等がわからない。	13	20	12	1	2	5	53
3.4	政府による、民間企業が取得したCDM/JIクレジットを買い上げるための制度が存在しない。	14	17	7	2	2	7	49
3.7	CDM/JIの手続コスト、時間等を考えると、具体的に着手するほどの魅力を感じない。	9	19	6	0	0	5	39
3.5	CDM/JIクレジットが税制上どのような扱いになるか、わからない（資産か損金か等）。	9	20	4	1	1	2	37
3.11	自社の有する事業分野の知見・技術等をCDM/JIに応用することが難しい。	8	11	5	1	1	0	26
3.12	その他	3	6	1	1	2	4	17
3.10	CDM/JIプロジェクトに着手したいが、投資するのに適当な案件が見当たらない。	6	2	3	1	0	2	14
3.9	ホスト国側の書面による承認を得るのが困難である。	0	2	1	0	1	2	6
3.8	ホスト国側がCDM/JI推進に係る政府間の覚書（MOU）を要求しているが、日本政府との間の覚書がないため、プロジェクトを進めることができない。	0	2	1	0	0	1	4

4. CDM/JIの着手に必要な条件



	エネルギー多消費型	機械等	食品・繊維等	運輸等	サービス関連等	電気・ガス	合計	
4.5	国内における排出削減目標の達成のために、CDM/JIクレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度の導入が決定され	27	45	16	3	4	5	100
4.6	CDM/JIプロジェクトに関する情報が十分に提供されること。	18	40	16	3	4	3	84
4.1	京都議定書が発効すること。	22	37	11	3	1	6	80
4.7	CDM/JIの手続コスト、時間等が簡素化されること。	14	32	12	2	2	7	69
4.3	政府がCDM/JIクレジットを買い取る制度を創設すること。	19	21	6	3	3	8	60
4.2	国際協力銀行・政策投資銀行等の公的主体と民間企業が共同出資する“基金”を設けることにより、CDM/JIプロジェクト特有のリスクが分散されること。	12	15	5	1	2	0	35
4.10	個別のCDM/JIプロジェクトにおいて、ホスト国の承認を獲得するために日本政府がより一層の支援を行うこと。	8	12	5	1	2	7	35
4.4	市場(海外を含む)でCDM/JIクレジットを高く転売できる見込みがたつこと。	10	6	6	2	2	3	29
4.8	政府による事業実施可能性調査の規模をより一層拡充すること。	9	9	6	0	2	1	27
4.9	現行のCDM/JIプロジェクトに対する設備補助事業(政府は資金拠出割合に応じてクレジットを取得する)を拡充す	10	6	4	0	2	2	24
4.11	ホスト国との間でCDM/JI推進に係る政府間の覚書(MOU)を締結すること。	6	5	3	0	0	3	17
4.12	その他	1	2	3	0	2	1	9

CDM/JI 活用に関するアンケート 自由記述欄のまとめ

以下に、各設問における選択肢のうち、「その他」を選択した回答者が記載した具体的な内容を示す。

1. CDM/JI へのこれまでの取り組みについて（「その他」欄の記述）

回答 NO. 014	サービス関連業等
世銀炭素基金に出資し、Know-how 習得中	
回答 NO. 019	エネルギー多消費型産業
CDM/JI に将来なり得るプロジェクトを実施している。カントリーリスクなどが除かれた場合、CDM/JI 化できる準備を（以下文章中断）	
回答 NO. 051	食品・繊維業等
森林の吸収源について、当方が実施中の（もしくは将来実施する可能性のある）海外植林事業が CDM/JI として認められるための案件等の調査。	
回答 NO. 053	機械産業等
関係会社が CDM/JI プロジェクト開始に向けた手続中。	
回答 NO. 054	機械産業等
経済産業省クレジット取引移転試行事業及び三重県 CO2 排出量取引制度検討会に参加し、スタディ中である。	
回答 NO. 072	エネルギー多消費型産業
親会社からの情報は受けている。	
回答 NO. 090	電気・ガス
世界銀行炭素基金へ出資し、知見収集、クレジット確保を行うとともに、各セミナー等で情報収集を実施。	
回答 NO. 097	機械産業等
ファンド、排出権調査中。小規模 CDM について検討中。	
回答 NO. 103	電気・ガス
CDM 事業からのクレジット購入契約締結を検討中である。	
回答 NO. 112	電気・ガス
NEDO の共同実施等推進基礎調査や海外植林などへの参加。	
回答 NO. 133	機械産業等
CDM/JI の実施可能性調査を行う予定。是非ともプロジェクトを実施したい。	
回答 NO. 163	サービス関連業等
世銀主催のカーボンファイナンスに関するミーティング等へ出席。	

2. CDM/JI に取り組む目的・動機（「その他」欄の記述）

回答 NO. 014	サービス関連業等	従来バリアがあり実現できなかったプロジェクトが実施可能となる為
回答 NO. 054	機械産業等	社内取引制度検討の参考とするため。
回答 NO. 069	サービス関連業等	当社顧客のクレジット需要に応える為。
回答 NO. 074	機械産業等	05 年度には' 90 年度比 30% 減を達成できる見通しの為、取り組んでいない。
回答 NO. 081	機械産業等	単なる現状把握
回答 NO. 084	機械産業等	日本で企業に納入され、実施されている技術を途上国に CDM 事業として移転したいから。
回答 NO. 092	食品・繊維業等	当面取り組む計画なし。
回答 NO. 103	電気・ガス	当社の CO2 排出削減に関する自主目標（2010 年度の CO2 排出原単位を 1990 年比 20%）達成のため。
回答 NO. 111	機械産業等	海外での環境投資を、行い易くするため
回答 NO. 116	サービス関連業等	海外サイトでの排出削減に対し、自社の本業での貢献が(流通による負担削減等)具体的に考えにくいいため。
回答 NO. 123	食品・繊維業等	本邦企業が事業権を獲得する上での有力な誘因となり得る。
回答 NO. 128	エネルギー多消費型産業	当業界で注目している環境税対策のためにも効果があるものと考えている。
回答 NO. 140	機械産業等	取り組んでいないため回答なし。
回答 NO. 145	電気・ガス	当社の持つノウハウを将来的に CDM/JI として活用できるかビジネスチャンスの探索のため。
回答 NO. 148	機械産業等	新規事業の立ち上げ。
回答 NO. 151	食品・繊維業等	温室効果ガス削減は基本的に社内の対策で行うことを考えているが、社内対策で目標を達成できなくなる場合のために準備したい。
回答 NO. 163	サービス関連業等	排出クレジットが市場を形成するならリスクマネーの提供者として、また市場の仲介者として当社グループが参加できる素地があるかもしれないので、情報を収集している。

3. 現段階で CDM/JI プロジェクトに着手できない理由（「その他」欄の記述）

・ホスト国側の書面による承認を得るのが困難である。

ホスト国（具体的な国名及び事情）

回答 NO. 039	機械産業等	中国
回答 NO. 082	食品・繊維業等	京都議定書に署名批准していない国であるため
回答 NO. 103	電気・ガス	中国

・その他記述

回答 NO. 019	エネルギー多消費型産業	企業に目標達成義務が課されていない。この点において将来の動向が不透明であること。
回答 NO. 035	機械産業等	CO2 排出量削減に困っている訳でもなく、また売買できる程の CO2 排出量でもないので、本プロジェクトの具体的な動向をウォッチしてから参画してもよいと判断している。
回答 NO. 053	機械産業等	自社での省エネ事業等で温室効果ガス削減の成果が上がっている。
回答 NO. 079	機械産業等	法制度や公正な具体的スキームがない現状では着手は出来ない。
回答 NO. 084	機械産業等	日本、ホスト国両方共、中央官庁（省内も含め）独法、公益法人の縦割り行政で横断的なプロジェクトに出来にくい。
回答 NO. 086	運輸産業等	海外投資を行う業態でないため、制度が軌道にのるまでは検討することも難しい。
回答 NO. 090	電気・ガス	現時点では自社内の対策で充分成果を挙げており、不確実な状況で取り組むメリットはない。
回答 NO. 101	サービス関連業等	事業をほぼ 100%国内に限定しているので、海外事業に進出することはないので。
回答 NO. 103	電気・ガス	・ CDM/JI クレジットが企業会計上どのような取り扱いになるか分からない。 ・企業が取得したクレジットを自主目標達成に有効に活用できるような国内制度が構築されるかどうか分からない。
回答 NO. 109	機械産業等	CDM/JI の知見があまりない。
回答 NO. 112	電気・ガス	プロジェクトに着手することが当社にとってメリットとなる明確な理由が見当たらない。
回答 NO. 119	エネルギー多消費型産業	省エネ技術開発を第一義としているため。
回答 NO. 127	エネルギー多消費型産業	CDM/JI プロジェクトに関する事を今回始めて知った。考えてもみなかった事である。
回答 NO. 138	機械産業等	CDM/JI を知らなかった。着手のメリットがよくわからない。またどのようにどこから着手すれば良いのかもわからない。
回答 NO. 145	電気・ガス	上記項目を含め、事業としての IRR、対費用効果が見込めないため。
回答 NO. 151	食品・繊維業等	社内の対策でどこまで温室効果ガスが削減できるかまだ明確になってない。
回答 NO. 163	サービス関連業等	・エクイティーを通じた出資参加の判断困難。 ・プロジェクトホスト国/地域やプロジェクトそのものへのナレッジが少ない。・リスクマネジメント等々。

4. CDM/JI プロジェクトに着手するために必要な条件（「その他」欄の記述）

・ホスト国（具体的な国名及び事情）

回答 NO. 050	エネルギー多消費型産業	中国
回答 NO. 065	エネルギー多消費型産業	中国
回答 NO. 103	電気・ガス	中国

・その他記述

回答 NO. 009	食品・繊維業等	
食品企業であり CDM の技術がないため着手する予定はない。		
回答 NO. 071	食品・繊維業等	
CDM/JI プロジェクトを実施することが、各社にとって有効かつ魅力的なものであると判断できるだけの情報（質・量ともに）の充実。		
回答 NO. 084	機械産業等	
メーカーの立場からすれば FS 予算ばかり拡充しても事業が実施されていない。分野別のモデル事業（100%補助金）予算を拡充して実績を付けるべき。現状ホスト国側の国営・公社的事業に目が向いているが、民間企業でエネルギー多消費産業（SS-CDM）に目を向けるべきである。		
回答 NO. 103	電気・ガス	
<ul style="list-style-type: none"> ・ CDM/JI クレジットの企業会計上の取り扱いの明確化。 ・ CDM/JI クレジットの企業の自主目標達成への有効活用方策の具体化。 		
回答 NO. 113	エネルギー多消費型産業	
業界（鉄鋼連盟）動向の見通しと方針。		
回答 NO. 138	機械産業等	
CDM/JI プロジェクトとはどういうもので企業にとってどのようなメリットがあるのかについてなど説明していただける機会を設けていただくこと。		
回答 NO. 151	食品・繊維業等	
社内での温室効果ガス削減に対し、目標達成のためどれだけ投資できるか経営判断の情報が明らかになること。		
回答 NO. 163	サービス関連業等	
日本企業の参加が容易となる環境作り。政府保証や保険制度の整備等が最低限必要。		

5. その他、意見、要望等

以下は、回答の末尾におかれた自由記述欄の回答である。

回答の内容により、「①政府への要望（国内事業者支援制度など）」、「②政府への要望（対外的取組など）」、「③CDM/JI 実施の困難さ」、「④自社の取組状況説明」、「⑤その他」の5種類に区分した。さらに、各回答のキーワードとなる点を太字で示した。

なお、複数の区分に該当する回答については重複している旨を記載し（例：①と重複、等）、回答本文は1箇所のみに記載した。

① 政府への要望（国内事業者支援制度など）

回答 NO. 001	運輸産業等
当社（外航海運）はいわゆる国際運輸として我国の削減目標とは切り離して取り扱われると了解していますが、CDM/JI についても、E/T 同様興味を持っております。今後 情報提供やルールなどの簡素化 をお願いできればと思います。	
回答 NO. 004	食品・繊維業等
今年度経産省の方で主催された「クレジット移転取引試行事業」に参加しております。実際の弊社グループの国内プロジェクトを海外における CDM プロジェクトと見なし、PDD の作成や、仮のクレジット獲得に向けて、試行事業における第三者運営機関とのバリデーションやベリフィケーションの一連のプロセスを体験中です。特に、PDD 作成段階でのプロジェクトバウンダリーの決め方、ベースラインやモニタリングにおける方法論や一般論の組み立ての仕方など、時間と手間をかけて、基本的な考え方を運営機関との打ち合わせの過程で習得する機会が持っております。これが実際の CDM 申請の段になれば、この何倍もの時間と労力、そして実際には事業申請や認証に至る過程で必要となる金銭的コストは並大抵のものではないはずと感じた次第です。CDM や JI の推進においては、例えば、 事業承認申請や PDD 作成などの一連のプロセスにおけるコンサルティングサービスがリーズナブルなコストで受けられること や、 国の側面支援（事業補助、ホスト国との交渉、クレジットの買取など） が期待できる状況が必要かと思えます。	
回答 NO. 031	エネルギー多消費型産業
実施事例、成功事例の PR が多いと進展すると考える。 マスコミに流すこと。	
回答 NO. 034	食品・繊維業等
CDM/JI の前提となっている排出枠調達の基本的なフレームを明確にする作業を平行かつ先行して実施していくことが必要。 ・日本政府としての 排出枠の調達方法と、概算量。 ・各企業（産業）にも割り当てるのであればその仕組み。-対象となる業種- キャップの割り当て方法	
回答 NO. 036	エネルギー多消費型産業
仕組みが難しく、セミナー等で情報収集しているが十分理解できない。→ 理解しやすい解説書 を紹介して欲しい。	
回答 NO. 068	食品・繊維業等
<p>1. 環境省および NEDO の CDM/JI 実施支援補助事業について</p> <p>①上記補助事業の補助率（環境省 1/3、NEDO1/4）を引き上げていただきたい。特に FS/PDD 作成については、100%補助（1 件当たり 5,000 万円程度）としていただきたい。</p> <p>②上記補助事業にてクレジット取得時に補助率相当のクレジットを政府へ移転する義務が課せられますが、政府への移転を求めない、あるいは移転する量に上限を設定するなど、移転義務を軽減していただきたい。</p> <p>③非エネルギー分野に関する FS 制度の拡充をお願いしたい。特にフロン回収 CDM/JI 案件に関する案件発掘や FS 制度を創設していただきたい。</p> <p>2. NEXI の貿易保険について</p> <p>①現行の貿易保険制度では、CDM/JI 事業への投資金額に対するリスクカバーしか可能とされていない。事業投資金額のみならず、事業からのクレジットの付保も可能となるよう、制度改正を検討願いたい。</p> <p>②「相手国政府の契約違反」リスクの中で、相手国政府の議定書脱退、CDM/JI 承認後の不当な理由に</p>	

<p>よる相手国政府への承認の取消による事故を CDM/JI 固有の事由として取り扱うことを検討願いたい。</p> <p>3. ホスト国の理解と認識の促進について</p> <p>①重要ホスト国に対しては、CDM/JI に関する理解や認識が促進されるように、日本政府がレクチャーやワークショップなどを主催してさらなる Capacity Building を行っていただきたい。またワークショップ等には日本企業も参加し、CDM/JI 案件をホスト国と共に共同形成できるような環境づくりを行っていただきたい。</p>	
回答 NO. 069	サービス関連業等
<p>クレジットの取扱について、法務、会計、税務のルール作りがポイントと考えております。</p>	
回答 NO. 071	食品・繊維業等
<p>京都メカニズムにおける、共同実施 (JI)、クリーン開発メカニズム (CDM)、排出量取引 (ET) と言った言葉はよく聞くところとなっており、詳細ルールについての議論がなされていることも把握しているところだが、各企業等が、これらに向けて具体的にどういう取り組みを図っていけばよいかということ判断していくための情報は圧倒的に不足していると感じる。具体化された議論、情報の強化を希望するところである。例えば、各企業に割り振られる排出枠がどの程度なのかということが分からないと、CDM/JI 等に取り組んでいくための判断をすることが出来ない。</p>	
回答 NO. 079	機械産業等
<p>日本国が 7%削減を本気で考えるのなら、相当な強制力が必要であろう。そのための法整備が望まれる。CDM/JI 以前の問題として、環境省と経産省との方針の違いも是正して同じ方向とすべきである。製造業は困っている。</p>	
回答 NO. 081	機械産業等
<p>随時わかりやすい情報を提供して頂きたい。</p>	
回答 NO. 084	機械産業等
<p>1. 名特会の予算が一部環境省に移管されたが、経済産業省、NEDO、JETRO 系の CDM 関連予算及び案件の違いがよく分からない。</p> <p>2. 地球温暖化対策技術検討会及び技術開発小委員会を傍聴したが；</p> <p>①大学の先生方の発言の中で「分野横断的対策が必要」とあった。これは重要な事で CDM 事業は複合的システムになるので「うちの省・局・課の予算から外れます」という事にならないようにして欲しい。</p> <p>②委員会等のメンバーはほとんど大学の先生ばかりであるが、民間メンバーも入れるべきである。</p> <p>3. どの省庁等も FS 予算がほとんどで、もっと途上国 (ホスト国) 何実施モデル事業 (100%補助金) 予算を増やして欲しい。</p> <p>4. CDM 事業はスケールメリットを追う大型案件が多いが、日本は途上国の民間企業のエネ多消費産業改良改善中小案件にもっと目を向けるべきである。</p>	
回答 NO. 095	機械産業等
<p>・どの程度の企業規模まで対象となったり CDM/JI を考慮すべきなのか判らない。情報が不足している。</p> <p>・企業は分社や統廃合を行っており、何をもちて 90 年の CO2 排出量とするか明確になっていない。</p>	
回答 NO. 103	電気・ガス
<p>当社は、地球温暖化防止に向けた取り組みとして、2010 年度の CO2 排出原単位を 1990 年比で 20%削減するという自主目標を掲げています。この自主目標達成のため、原子力利用の拡大・LNG 利用の拡大・自然エネルギー開発・普及促進等の電気供給面の対策、エコキュート普及促進、ESCO 事業等の電気使用面の省エネルギー対策を補完する手段として、京都メカニズムの積極的な活用を進めています。すでに世界最高レベルの省エネルギーを達成している我が国の産業界にとって、京都メカニズムとは市場原理を活用して経済効率的に地球温暖化防止を促進することが出来る仕組みであると同時に、我が国の優れた環境技術で途上国をはじめとした海外の持続可能な発展に寄与する貴重な機会を提供するものとして大いに期待されています。また、現在京都メカニズムの活用を積極的に進めている我が国の産業界の国内における温室効果ガス排出量は 1990 年以降ほぼ横這いと、増加傾向にある民生・運輸部門と比較してもその自主的な取り組みが着実に成果を上げています。以上のような観点から、我が国の企業が京都メカニズムを活用するための国の支援策は、京都議定書発効や国内制度の不確実性を緩和すると同時に、産業界の自主性を損ねるものでなく、むしろさらに自主的取り組みを促進するための方策を取り入れることが不可欠であると考えます。具体的には、会計・税制等におけるクレジットの取り扱いの明確化、登録簿制度等のクレジット保有・取引に係るインフラ整備等が必要と考えます。また、MOU 締結実施等のホスト国承認手続き支援体制の明確化、ホスト国キャンペーンビルディングの効率的な実施、公的資金活用スキームの検討等、CDM/JI プロジェクト実施に係る支援体制の更なる整備も</p>	

<p>必要と考えます。更に、クレジット価値を担保するクレジット買い取り制度、CDM/JI プロジェクト特有のリスクを分散する公的主体と民間企業による基金の設立等があれば好ましいと考えます。また、着手できない理由にならないものの、企業の CDM/JI プロジェクトに対する積極的拡大を阻害する根本的な要因として、京都議定書発効・取得したクレジットの将来的な価値の不透明さ、指定運営機関の認定・方法論の承認/一般化の遅れ、追加性の要件や CDM/JI 手続の複雑さ等が挙げられます。これらの点については、日本政府が国際ルール構築プロセスにおいて積極的な働きかけを行うことを希望します。現在の CDM 手続の進捗状況、EUETS の動向を受けて、クレジット取引市場は活性化してきており、本年中には最初のクレジットが発行されると言われています。この状況を鑑み、我が国の京都メカニズム活用に係る自主的な取り組みが海外の企業に不利になることのないように、適切な国内制度の早期構築と国際ルール整備に対して積極的に意見を反映させることを希望いたします。</p>
<p>回答 NO. 110 電気・ガス</p>
<p>海外において新エネルギー、再生可能エネルギーを利用した CDM/JI プロジェクトを実施する場合、採算性の向上が大きな課題となる。日本国内においては各種補助金制度があり、民活プロジェクトが成立する可能性があるものの、海外においてはインセンティブが働きにくい状況にある。日本政府として当該エネルギーを利用したプロジェクトの海外実施に対し何らかのインセンティブを与えるような施策の実施を要望したい。(CDM/JI 支援事業(非エネ関連)の増額支援など)</p>
<p>回答 NO. 123 食品・繊維業等</p>
<p>社内で意見が異なる者、3名で回答を作りました。従って3名の意見を同封いたしました。</p> <p>(A) 温暖化防止活動は技術からかなり遊離していると感じる。(SOx, Nox 等の除害技術では Sox は基本的に固定量が少ない、Nox は無害物に分解。一方 CO2 に関しては分離・濃縮は可能なものの、量が多くかつ固定分解の方向は未だ Open。経済的、かつ長期安定固定化を可能とする技術の出現には時間が必要。)従って政府による政策誘導が大切な時期。政府の積極的支援と責任の明確化を早急にお願いしたい。例えば、CO2 排出権の販売が Project 成立のキーとなる案件があったとして、遂行途中でロシアから安い CO2 排出権の販売攻勢をかけられたときの救済など。</p> <p>(B) 日本が京都義務を果たすためには、先行しているバイオマス等の小型案件だけではなく、プロジェクトリスクを伴う大型 CDM/JI 案件(ポテンシャル)をどうすれば実現に向けて支援できるかについて、早急にかつ具体的に、対象を打ち出すべきだと感じています。大型のプロジェクトは、それなりのリスク(コマーシャル)が有り、本来は民間企業がこれを克服しその見返りに利益を得るものですが、地球温暖化の防止という京都議定書の本来の目的に照らせば、政策的な支援を行ってでも、削減効果の大きなプロジェクトを実現に導くといったことには官民協力して取り組むべきであろうと考えます。省庁間の調整ほか現実には壁が存在すると思われませんが、特定案件の推進を官民のプロジェクト・タスク・チームで行ってみたいはどうでしょうか?より具体的に相手国政府の要望や懸念、支援の有り方や限界等々がみえてくるものと思います。(C) 当社の業態から、特に CDM 推進という観点から意見を記述しておきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. CDM を機能させるためには、我々先進国の資金、技術の拠出がインフラとして整備される必要がある。 2. 国内企業の中でも、推進への意欲と期待はあるものの、その仕組みが不鮮明であるために2の足を踏んでいるのが現状である。 3. 特に企業が自主的に削減活動を行うには。 <ul style="list-style-type: none"> ・政府がこのテーマにどう取り組む方針なのか(削減量の取扱い等) ・同じく買取制度に関わるのか? ・排出量の規制等にはどう対応するのか。などの姿をはっきりさせる必要がある(速やかに)。我々企業はインセンティブがないと動かない。 4. 又実際に活動が始まる前に Verification System の整備 etc しておく必要があるものとする。EU ではこれらを含め、具体化の動きがある。対応が遅れているのがわが国の現状と思う。
<p>回答 NO. 126 エネルギー多消費型産業</p>
<p>大口の GHG 排出源は別として、多くの民間企業にとって、自ら CDM/JI プロジェクトを実施することはノウハウ・マンパワーの観点からも不可能と考えられます。小規模な「炭素基金制度」あるいは「プール制度(共同購入)」があれば、参画する企業も増えると思います。</p>
<p>回答 NO. 128 エネルギー多消費型産業</p>
<p>当社はエンジニアリングや FS 調査等主にソフトビジネスを業務とする会社であり、従い、当社自身が CDM/JI プロジェクトを実施するものではありません。親会社の鉄鋼会社は温暖化ガス排出削減目標を達成するために、自社での削減実施、CDM/JI による排出権の獲得、排出権取引、排出権市場での売買とある CO2 排出削減方法の中の一方法として CDM/JI プロジェクトを捉え注目しています。当社は親会</p>

<p>社と共同でこれまでに NEDO の共同実施等基礎調査を何件か実施しております。親会社はその中の有望と思われる案件に関して、CDM プロジェクトとしての実施について種々検討していますが、未だ事業化の決定には到っておりません。その理由の第一は、鉄鋼関連の CDM プロジェクトは、その事業資金がかなりの金額となり、昨今の厳しい経済情勢の中では、その資金手当てが簡単ではないこと。第二に、その CDM プロジェクトにより得られる排出権がどの程度の高額になるのか分からないことです。一企業として CDM プロジェクトに巨額の資金を投じて排出権を獲得するより排出権市場で購入する方が資金的に有利となり得るのではないかという懸念を抱いていることも事実です。一方、環境税（炭素税等）がどのようになるのか。企業への圧力は強まりこそすれ、弱まることはないと思われませんが、未だ様子見の状態です。今後、民間企業が CDM/JI プロジェクトを事業として実施していくためには、公的機関による有利な条件でのプロジェクト資金の融資制度の構築や排出権市場の早期確立が望まれると同時に、CDM/JI プロジェクトにより獲得した排出権が税制上どのように扱われるか、環境税がどうなるのか明確にしていく必要があると思われまます。最後に本アンケート結果が環境省のホームページで公開（会社名等は非公開）されることを希望します。他社の意向・考え・現状を知ることは非常に参考となります。宜しくご検討下さい。</p>
<p>回答 NO. 135 機械産業等</p>
<p>現在 CDM/JI についての情報収集を進めているところ。要望：具体的な事例を通しての情報があればセミナー等でご紹介頂きたい。（特に CDM/JI 獲得の目的について）</p>
<p>回答 NO. 140 機械産業等</p>
<p>1. CO2 排出量及びフロン等温暖化ガスの総量は、自社試算では 1990 年度比 6%削減していると考えているが、公的に認定されるには、どの様な手続きが必要なのか不明、御教授願いたい。 2. COP3 において日本の温室効果ガス排出量削減量は 1990 年度比 6%となっており、2000 年度では+8%と知らされている。この根拠が良く見えない。 3. 日本の産業界は労働資金のメリットから、生産拠点を海外に移行しており、国内の温室効果ガス排出量は減少していると考えられる。この時一企業単位での試算は海外生産に係る排出量も加算すべきと考えるが、日本国内 6%削減の目標で COP3 の締約は満足出来るのか御教授願いたい。</p>
<p>回答 NO. 145 電気・ガス</p>
<p>非常に厳しい経済状況である今日、海外への投資は相当のインセンティブがなければ社内審議を通らないのが実状である。まして CDM には PJ 費用として数億～数十億という資金だけでなく多大な労力（PDD の作成、通常の PJ 以上の厳しい水準を満たすモニタリングシステムの構築、相手国政府との交渉などさまざまな面における特有の労力）が必要となる。このため得られるリターン（クレジット価格）にそれに見合うだけの保証がなければ実施に踏み切れないのが現実と思う。そういう点ではオランダの ERUPT/CERUPT は優れた制度であり是非日本政府も参考にして欲しい。</p>
<p>回答 NO. 146 運輸産業等</p>
<p>弊社では途上国への新幹線車両技術提携を行っています。この提携では車両技術と車両メンテナンス技術について売買契約を行っていますが、車両技術の中には省エネルギー技術（回生ブレーキ、少電力高出力電動機、低重量台車等々）が含まれています。技術提携は弊社他、JR グループの数社、商社、車両メーカー等の企業集団が契約して行われております。このような場合、弊社が CDM/JI に関わっているのかどうかよく分からないのが実状です。CM/JI に対する企業への「ルール、参画要領、等々」のレクチャーが必要ではないでしょうか。</p>
<p>回答 NO. 148 機械産業等</p>
<p>（課題 1）企業は CDM/JI への活動に本腰を入れることが難しい。 （意見・要望 1） ①国としての制度設計を早急にまとめて欲しい。 CDM 事業化の可否判断を左右する事業収益性は、経済バリアーに関する追加性の観点から CER 収入の組み入れが必須となる。企業としての CER の獲得と運用に関わる「制度設計」が必要。 制度設計：1. 登録簿、特に企業の登録簿について 2. CER、ERU の経理上・会計上の定義や法的位置づけ 3. 取引市場の整備・創設 4. 各種取引市場間でのリンケージの仕組み構築→社内排出権取引、海外市場との連携 5. 国の責任（▲6%）と企業の役割の明確化→企業に排出枠をかけるのか（望ましくない）→企業に対する課税はあるのか（望ましくない） 6. CDM/JI 取り組み企業に対するインセンティブ→CDM/JI 事業に対する特別融資制度→免税、課税 7. CER、ERU の政府買い上げ制度の設定</p>

<p>②まとめ状況について、アップデートに進捗を伝達して欲しい。</p> <p>③CDM/JIに必要な各種諸費用（バリデーション費用など）の公開と国による補助制度の設定。 （課題2）海外企業との共同事業立ち上げであるので、ハードルが高い。 （意見・要望2）相手国への協力要請を、日本国として取り組んで欲しい。 （その他要望）環境省と経産省の関係が微妙、企業としての対応が難しい。</p>
<p>回答 NO. 149 電気・ガス</p> <p>CDM 植林事業などから得られるクレジット（t-CER/1-CER）を国別登録簿へ移転した後の扱い（責任）を明確にし、企業が積極的に CDM 植林などへ取り組める制度作りを進めて頂きたい。</p>
<p>回答 NO. 150 機械産業等</p> <p>ここ最近、三重県でもパイロット的に行われていますが、もう少し状況を見て、今後の方向性を決めていきたい。政府の標準的なマニュアル等の制定をお願いします。</p>
<p>回答 NO. 151 食品・繊維業等</p> <p>環境省様には大変お世話になっております。CDM/JI の審査や検証について勉強中であります。温室効果ガス削減対策推進のため、実施主体社に事務的な負荷などが重くならないようなしくみを作っていただければと存じます。今後もよろしくお願い致します。</p>
<p>回答 NO. 152 エネルギー多消費型産業</p> <p>1) 制度をできるだけ簡素化し、取引コストが増加しないシンプルなものであると共に信頼性のあるシステムとしてほしい。</p> <p>2) 投資リスク（ホスト国パートナーの契約不履行、災害等）を軽減する保険等を実施してほしい。</p> <p>3) ホスト国との交渉やホスト国における手続きに時間がかからない様、ホスト側の CDM 推進体制（窓口の明確化、イベントリー作成、モニタリング技術）を充実させてほしい。</p> <p>4) 公的資金による CDM 事業運営を行い、カーボンクレジットの確保とノウハウ・経験を蓄積し、民間の CDM を実施しやすい環境を整備してほしい。</p>
<p>回答 NO. 155 機械産業等</p> <p>日本経団連の自主行動計画の目標達成に京都メカニズムのクレジットを利用できるのか、その際にクレジットを日本の国別登録簿の政府償却口座に算入するかどうか。今後本格的に検討されるであろう、温暖化対策税や炭素税とリンクさせるのかどうか等、クレジット運用の制度構築が急がれる。</p>
<p>回答 NO. 156 電気・ガス</p> <p>・気候変動問題の抜本的な解決に向けては長期的視点に立ちつつ状況認識を深めながら適切な対処方を模索し続けることが必要であると考えている。</p> <p>・また地球温暖化問題は、環境問題であると同時にエネルギー問題であり、経済問題でもあるため、京都議定書の問題点なども踏まえつつ、日本国の国益も常に念頭において長期的視点で、経済と環境の両立する仕組みを構築することが不可欠である。</p> <p>・さらに温暖化問題を解決するためには、既存の技術の普及活用に加えて、未だ実現されていない技術的ブレークスルーが必要であるとされており、革新的な技術開発・普及についての将来展望を描き、これを踏まえて、長期的視点に立った技術的ブレークスルーへの取組を念頭に置くことも重要である。</p> <p>・よって環境省におかれましては、持続可能で実効性のある温暖化対策とはどのように行うべきか、その実行のために現在の制度が適切であるのかを今後も継続して、ご深慮いただくと同時に、技術的ブレークスルーに向けた取組を促進させるような施策、民間企業に対する支援制度などの整備・拡充を期待したいと思う。</p>
<p>回答 NO. 161 エネルギー多消費型産業</p> <p>先の COP9 で決定された吸収源 CDM のルールは、CDM 植林実施に向けて一步前進したことは評価できるが、逆に、植林の不確実性（吸収量計算の不確実性）と非永続性（火事や伐採等による消失）を協調するあまり、排出源クレジットと同じ土俵で議論され、評価されたことは残念である。と言うのも、従前、吸収源 CDM は①途上国側の森林政策（注1）を促進するものであり、②事業者側はクレジット獲得により、吸収源 CDM 投資へのインセンティブになるものと考えていた。しかしながら、先の COP9 の結果を見る限り、下記に示す点が事業者の大きな足かせとなる可能性がある。</p> <p>（注1）森林破壊の主な原因の内、途上国側の要因として、人口増に伴う食料確保や薪炭材確保のための焼畑や無計画な伐採等があり、度重なる火入れ・伐採により、森林が永久に消失し、草地化している。こうした土地は土壌崩壊や生物多様性の減少等の新たな環境問題を創出している。途上国自身も植林による森林再生を試みているが、資金・技術不足等により自助努力では遅々として進んでいないのが現状であると考えている。</p>

1. 「植林により獲得したクレジットは発生期間を過ぎた時点で失効し、他の排出源クレジットで補填しなければならない」

・ ベースライン “0”、例えば草地に植林し、発生期間を過ぎた時点でも植林木が存在しているのであれば、CO₂ を吸収固定しているのは事実である。

※不確実性と非永続性に関しては、クレジット発生期間中、事業者は”透明、かつ検証可能な手法”で吸収量をモニタリングすることになっており、発生期間後もこの手法でモニタリングすることは可能であるとする。

2. CDM 承認までの手続きの複雑さ、これに係るコスト、並びにベネフィット

1) 手続きの複雑さ、これに係るコスト

社会・経済的及び環境的影響を事業者は PDD(プロジェクト設計書)に記載しなければならないが、途上国側では関連する統計データ、法制度等を整備されていない場合が多い。このため事業者はデータ収集、評価に多大な労力を要する。また、法制度の整備を途上国側に進めさせることは事業者単独では困難であり、日本政府の支援（キャパシティビルディング）が必要であるとする。

また、追加性（吸収量、経済的、技術的）、モニタリング手法に関し、その評価手法に加え詳細はまだ確定していないが、実施にあたっては事業者側に多大な労力とコストが予想される。このためより簡易な実施ルールの確立が望まれる。

2) ベネフィット（クレジットの価格）

ベネフィット、即ちクレジット価格は最低でも上記 1) のコスト以上でなければ、事業者側に CDM 植林とするインセンティブはないとする。

しかしながら、吸収源クレジットは”発生期間後は失効し、補填義務が事業者、若しくはクレジットの買い手に生じる”ことから、クレジット価格はこの補填義務を割り引かれ、自ずと低いものと予想される。

例えば、発生期間終了後の失効時点では

① EU 内の排出権市場におけるクレジット価格は約 5.0US\$/CO₂t、吸収源クレジット 3.0US\$/CO₂t と仮定。

② 吸収源クレジットを発生させるコストを 2.0US\$/CO₂t。

③ 吸収源クレジット失効時には、買い手の保有クレジット価格は” 0” US\$/CO₂t となる。

④ 補填義務により、事業者、若しくは買い手が市場から排出源クレジットを市場価格で調達する価格 5.0US\$/CO₂t。

⑤ 事業者、若しくは買い手には補填義務に係るコストのみが残り、何のベネフィットも得られない。

前提

排出源クレジット 5.0 US\$/CO₂t

吸収源クレジット 3.0 US\$/CO₂t

吸収源クレジット発生に係るコスト 2.0 US\$/CO₂t（承認手続き、モニタリング等）

補填義務に係るコスト 5.0 US\$/CO₂t（排出源クレジット調達）

3. 日本政府への要望

	クレジット発生時			(計)
	事業者 (売り)	買い手		
収入				
吸収源クレジット	3.0	3.0		6.0
非排出源クレジット補填				
支出				
コスト	2.0	3.0		5.0
補填に係るコスト				
収支	1.0	0.0		1.0

クレジット失効時			
事業者 (売り)	買い手		(計)
3.0	0.0		8.0
	5.0		
2.0	3.0		10.0
5.0			
-4.0	2.0		-2.0

クレジット失効時			
事業者 (売り)	買い手		(計)
3.0	0.0		8.0
	5.0		
2.0	3.0		10.0
	5.0		
1.0	-3.0		-2.0

売手責任

買手責任

<p>吸収源 CDM を促進するためには、下記の支援が必要と考える。</p> <p>① CDM 承認に係るコストの負担。</p> <p>② 途上国へのキャパシティビルディングの充実。</p> <p>③ 伐採＝排出に基づく現行のクレジット（＝ベネフィット“0”）に対し、新たなベネフィットの創出。 例えば、伐採後の製品に固定されている CO2 の評価。 吸収源 CDM のもつ環境保全効果をベネフィットに反映させる。 例えば環境保全効果を考慮し、①のコスト負担等。</p> <p>④ 補填義務を軽減させるために、補填に係るコストの負担等。</p>
<p>回答 NO. 165 機械産業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に MOU を締結する。 ・ 資金を含め日本政府の窓口/方針を明確にする。

② 政府への要望（対外的取組など）

<p>回答 NO. 023 エネルギー多消費型産業</p> <p>弊社の CDM プロジェクトで唯一問題となっているのは、ホスト国政府承認が遅れているという事です。原因はホスト国政府の承認体制（DNA の設置）が遅れている事にあります。日本政府からの積極的なホスト国政府への働きかけを期待しています。他の国たとえば中国等では CDM をユニラテラルでやるという動きが一部にあります。日本政府のユニラテラル CDM に対する方針を明確にして欲しいと思っております。</p>
<p>回答 NO. 050 エネルギー多消費型産業</p> <p>案件の CDM 化に関し、ホスト国との地ならしをまず政府間できちんと意思疎通を図る必要がある。民間企業では限界がある、特に中国。</p>
<p>回答 NO. 052 機械産業等</p> <p>民間事業者が CDM/JI を行うための環境作りも重要だが、国自らが主体となって積極的にプロジェクトを実施していただきたい。</p>
<p>回答 NO. 059 電気・ガス</p> <p>JI の場合、政府間で MOU を締結することを前提条件としているホスト国が多いことから、日本政府の更なる積極的な関与を期待したい。</p>
<p>回答 NO. 068 食品・繊維業等</p> <p>①と重複</p>
<p>回答 NO. 103 電気・ガス</p> <p>①と重複</p>
<p>回答 NO. 133 機械産業等</p> <p>シンク系の CDM に関して、吸収源の定義が厳し過ぎるよう思われます。例えば、伐採しても何か製品に応用して固定化されれば、その製品の寿命分を蓄積となる。成長の速い草類等でも上記のような固定化をすれば、吸収源と認める等々と広げていかなければ、ホスト国では、森林を作るだけのシンク系 CDM は認めにくいと思われます。製品を製造して経済活動が伴えば、ホスト国も認めやすいと思われま。成長に数十年以上かかる樹木においても、成長後伐採されればカーボンニュートラルにならざるを得ず、固定化は認めにくくなるはず。例え、成長に百年かかるとしても同様であり、長い目で見れば、開拓の手が及ぶことになるのではないのでしょうか？上記のような観点でシンク系 CDM を捉えて発展途上国であるホスト国も経済的に発展できる方式を採らないと今後実施されにくいと思われます。</p>
<p>回答 NO. 134 機械産業等</p> <p>1. NEDO の補助金をもらって、一度 CDMFS を行ったが、案件は企業側で育てるものであることが判った。企業は育てるまで時間（人）をかける余裕はない。人を投入するのであれば、利益（インセンティブ）がないと企業は動かない。ところが CDM では追加性を求められる。ビジネスとして元々成立するものは CDM とは認めない。ということである。こんなことに時間をかけられるかという判断になる。CDM(/JI) を大きく進めるのであれば、追加性など云々言わず「CO2 が削減できるならそれで CDMOK！」と認めるべきだ。その方が早くグローバルな CO2 削減が進む。細かいことを最初に決め出すと、いつまでたっても動かない！</p>
<p>回答 NO. 148 機械産業等</p> <p>①と重複</p>
<p>回答 NO. 152 エネルギー多消費型産業</p>

①と重複
回答 NO. 158 運輸産業等
総合物流業としてグローバルに事業展開している弊社は経営基本施策の一つとして「環境保全」と位置付けており、「地球温暖化防止」についても強い感心を持っている。これらに関わる対応策例として、低公害車導入、モーダルシフト推進のための物流インフラ整備と顧客への提案、ドライバーへのエコドライブ教育等、積極的に取り組んでいる。一方 CDM/JI そのものが単なる「ビジネス」としてのみ取り扱われることが先行していくことには懸念を抱いている。今後温暖化効果ガス排出の削減量を企業活動に応じ、各企業に義務付けされるようなことがないことを強く要望するが、仮にそのような施策が採用されると、企業経営を不必要に圧迫することも予想される。つまり地球環境施策として市場原理に委ねるものと、国策として捉えるものとを十分検討し、整理してもらいたい。このような観点から言えば、地球規模的課題である地球温暖化防止策の一つとなる CDM/JI については、単純な市場原理に委ねるのではなく、国策として基本的施策を整備すべきではないでしょうか。
回答 NO. 161 エネルギー多消費型産業
①と重複
回答 NO. 165 機械産業等
①と重複

③ CDM、JI 実施の困難さ

回答 NO. 008 機械産業等
CDM/JI にしろ、排出権取引にしろ、企業にとっての効果が不明。最終的に炭素税等がかかった時、どのようになるのか不明の為、動きづらい。
回答 NO. 010 エネルギー多消費型産業
アンケート記載の如く、当社では海外に展開する計画がないこと、及び現在の省エネ計画を実現することで、目標の達成が可能と想定していることから CDM/JI に関しては特別に推進する計画を持っていない。京都議定書に関しては、アメリカ、ロシア等大国でかつ大量排出国の批准を呼びかけること、国内制度の早期充実を計ることが重要と考えます。
回答 NO. 020 機械産業等
・わが国政府資金がプロジェクト総額の 50%を達成すること。 ・手続きが速く、低コストで出来ること。・将来 CO2 単価が上昇することを予測して、現段階では有利な資金供与ができること。-何れも発展途上国がホスト国になることを予想して-
回答 NO. 041 機械産業等
cap&trade, ET が決まらなければ、CDM/JI は検討できない。
回答 NO. 056 エネルギー多消費型産業
企業の投資活動は、投資利益率が基準になる。従ってクレジットがメリットとして具体化しない間は投資行動を社内的に提案できない。(あてにならないメリットに投資はできない) 国が買い取るなどの制度がスタートすれば、日本企業のエネルギー効率から考えれば、相当盛り上がってくる可能性があると思う。今の状態は「実体」のないものに投資を求めている段階ではないか。「実物経済」を国が担保する必要があるのではないか。具体化するまでは企業内の省エネルギー投資が優先される。
回答 NO. 057 機械産業等
国の法律整備等の進展、EU のみならず米国等地球規模の取組みとなること。
回答 NO. 066 機械産業等
弊社では、地球温暖化防止のための CO2 排出量低減について、まず製造業としての設計製造段階及び販売部門でのエネルギー使用量の削減に努めており、一定の成果を出しております。今後も、エネルギー効率をさらに上げ、CO2 排出量を削減する本業の中での努力により、地球温暖化防止に努めていきたいと考えております。現段階において、CDM/JI に関するプロジェクトを推進する計画はありません。そのためアンケートにある「CDM/JI に取り組む目的動機」に該当する回答はありません。排出量取引を含め、京都メカニズム全般で、参加する企業・団体のみに、責任義務が重くなるような印象があります。参加する意義、インセンティブがより判りやすい形になれば、より展開がスムーズになると思われれます。
回答 NO. 103 電気・ガス
①と重複
回答 NO. 122 食品・繊維業等

特に CDM に関しては、石油開発企業が直接的に実施する事業であるが、間接的関連する技術分野（CO2 ガスの地下圧入廃棄法、ガスの有効利用等）である。従って、これらの分野における CDM の事業の認定方法、評価基準、モニタリング手法等の制度が、どのように展開されるかが不明な点である。制度が確定されれば、弊社の技術分野で協力が出来る分野であると考えている。	
回答 NO. 128	エネルギー多消費型産業
①と重複	
回答 NO. 129	エネルギー多消費型産業
<p>1. 現在 CDM/JI プロジェクトの方法論や、得たクレジットの扱いなどの肝心のルールがまだ不十分で、民間企業が自らの資金で CDM/JI プロジェクトに踏み出すには大きなリスクが伴っています。従って、企業の資金的なリスクを少なくするために政府の支援があれば助かります。</p> <p>2. CDM/JI プロジェクトを行う場合、ホスト国政府および現地カウンターパートに関しては、CDM/JI を受け入れる様々な条件が整っている必要がありますが、実際は体制や人材の面で大きな問題があると思います。日本政府によるホスト国への積極的な支援をお願いしたい。</p> <p>3. 現時点では CDM/JI 事業について ODA 流用の定義が不明確のため、日本政府として ODA 流用を積極的に認めさせて欲しい。その結果として、ODA 予算を CDM/JI に乗せていただきたい。</p> <p>4. 最終的に日本政府が事業主体にならなければ、大きな広がりは見られません。補助金（1/4、1/3）程度では不十分です。</p> <p>5. PDD 作成に於いて「追加性」を念頭におくと、ビジネスになりそうなプロジェクト（投資企業にとって黒字となる）は CDM 理事会を通りません。したがって現状、クレジット推測価格が安いと、民間企業は手間・金・時間のかかる CDM/JI については政府から補助金が出ない限り積極的に動かないといえます。</p>	
回答 NO. 139	機械産業等
<p>当社の場合、中国で生産を行っており、電力の受給不安もあることから、天然ガスコージェネを想定しているが、CDM/JI で検討する場合、</p> <p>①中国の発電が、石炭火力から天然ガス発電にいつ頃切り換えるのかの見通し（早期切り換えによるリスク）</p> <p>②CDM/JI の場合、PDD などの申請手続きが手に負えない。</p> <p>等の問題があり、検討まで至っていません。</p>	
回答 NO. 143	電気・ガス
弊社のこれまでの数々のスタディにおいて、その手法（CDM/JI）は十分理解できたと思われまます。問題は政府間 MOU の締結如何だろうと考えます。	
回答 NO. 145	電気・ガス
①と重複	
回答 NO. 153	エネルギー多消費型産業
<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 削減量を計算する上でのベースラインが明確でない。 ・ 運用に関係するさまざまな組織に対して手続きが明確でない。 ・ COP9 での進展なし。途上国が警戒して情報交換すらままならぬ現状では CDM がうまく機能するのか疑問が多い。 ・ 排出権市場のブロック化が気になる。各国内市場で終わり?? EU 市場のブロック化が進行している。 ・ 排出枠の割り当て制度そのものもおかしいし、各企業への割り当ても不透明。 <p>以上のように、全体像が見えないのでは動けない。</p>	
回答 NO. 166	機械産業等
京都議定書の発効が及ぼす企業への影響が明確になった後、排出権取引の一手段として検討していくことを考えている。	

④自社の取組状況説明

回答 NO. 051	食品・繊維業等
<p>本件への当方の取り組みについては、会員各位への情報提供が第一目的である。しかし現状では産業植林に対する CDM 成立条件について、COP などの交渉が進むたび、また排出源 CDM の審査が進む毎に、参入への可能性が狭められていくように思う。先の COP9 において小規模 CDM の導入など、CDM 利用の可能性は広がった部分もあるが、産業植林に対しては相変わらず逆風を感じている。即ち、</p> <p>①永続性の問題から tCER, 1CER というものになったため、利用価値が一段低くなったこと。</p>	

②PDD 作成・モニタリング・OE などの費用が予想されること。
③利用価値が低いにもかかわらず、大きな費用が予想され、費用対効果に疑問が出てきたこと。（一般の CER の価値も不明のため、予想することは時期尚早かもしれないが）
④ベースライン設定における BAU との差を証明することに困難が予想されること。
などから会員各位の CDM に対する興味は失われているように感じている。蛇足ながら、植林は各国が優先政策の一つとして掲げてはいても資金難などから進んでいないと聞いている。また、植林は発展途上国の多くが参入できる可能性があり、資金を欲しているとも想像されるので、彼らの声を通して国際交渉を有利に進める方策はないだろうか。そのためには、啓蒙セミナーなども必要かもしれない。
回答 NO. 091 機械産業等
恐れ入ります。自社の業務分野は、CDM/JI に関係するところが無いと評価しており、十分な回答できなく申し訳ないと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。
回答 NO. 093 エネルギー多消費型産業
販売会社としては自社から出る排出ガス自体は極僅かであり、CDM/JI に取り組むとすれば、それを事業目的としたプロジェクト（それも海外プロジェクト）そのものを立ち上げる必要があると思います。現在、本業の販売再構築だけを行っている状況では、ビジネスチャンスとは言え、新規業務に多大な投資をするだけの余力は無いと思います。
回答 NO. 130 機械産業等
CDM・JI については調査は進めていますが、自企業及びグループ企業の温暖化ガス削減を自社の目標通り実施する。（1990 年度実績に対し 2010 年度までに 20%削減）

⑤ その他

回答 NO. 017 エネルギー多消費型産業
我が国の省エネ技術が他国に比べて進んでいるのは周知の通りだが、細かな技術の集まりであり、プロセスパッケージとしてまとめることができる企業は限られる。また優れた技術も、代替可能な技術が存在すれば CDM/JI で認められない可能性があり、使える技術なのかどうか判断しづらいと考える。ゼネコン JV のような協同事業が増えるのではないかと考えている。
回答 NO. 026 運輸産業等
当社の主たる温暖化ガスの排出源である船舶に関しては、京都議定書から離れて IMO の場で議論がされているところである。一方船舶に関する CDM/排出権取引なども一部で議論されているようではあるが、未だ確たるものと認識されていないと考えている。従いまして、京都議定書のメカニズムに基づく本アンケートは外航海運業には馴染みにくいものと思います。

以上